

鎌倉市農業委員会 令和 7 年度 第 10 回総会 次第	
日 時	令和 8 年 (2026 年) 1 月 28 日 (水) 15 時 30 分開会
場 所	JA さがみ玉縄支店 3 階会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 13 名
事務局出席者	秋山事務局長補佐・植竹事務職員
議長(平井会長)	定刻になりました。それでは、只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(秋山補佐)	議長。事務局長の太田から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。議事録署名委員については、2 番 石原委員、3 番 小島委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、7 番 和田委員、8 番 二之宮委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 26 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 26 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 以降は着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、12 月 11 日から 1 月 9 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1～2 ページをご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 3 月 24 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 7 年 12 月 16 日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第 2、報告第 27 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。

事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第2、報告第27号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。</p> <p>本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について12月11日から1月9日までに受理し処理した案件について報告するものです。</p> <p>資料につきましては、送付資料の3～9ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。</p> <p>3ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和7年12月31日に専用住宅へ転用のため、令和7年12月17日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、3ページの番号2と、6ページの整理番号2の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和8年1月4日に専用住宅へ転用のため、令和7年12月18日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、3ページの番号3と、7ページの整理番号3の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和8年1月15日に倉庫へ転用のため、令和7年12月24日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、4ページの番号4と、8ページの整理番号4の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和8年1月15日に倉庫へ転用のため、令和7年12月24日に専決処分いたしました。</p> <p>なお、整理番号3、4については、10月31日に5条の届出が提出され、11月総会にて報告済ですが、12月1日に5条の取消願が提出され、改めて4条の届出が提出され、受理した内容となります。</p> <p>続きまして、4ページの番号5と、9ページの整理番号5の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和8年1月15日に共同住宅へ転用のため、令和7年12月24日に専決処分いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	〔「なし」の声〕
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第28号、農地法第5条第1項第6号目的の

	<p>買受適格証明について、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。</p>
事務局(秋山補佐)	<p>議長。はじめに、買受適格証明について、ご説明します。 裁判所の強制執行等により、農地が競売等に出された場合、この農地を取得するため競売等に参加するには、農業委員会が交付する買受適格証明が必要となります。この証明における農業委員会における手続きの流れは、お手元の送付資料 12 ページのフロー図に照らし、ご説明します。 今回の報告内容については、対象地が市街化区域内の農地を転用目的で取得する場合の買受適格証明になりますので、フロー図の右側をご覧くださいなのですが、農地法第 5 条に規定する届出に準じて、審査・証明を行うこととされています。 証明書の交付を受け入札に参加後、落札した者は、改めて農地法第 5 条の届出を行い、農業委員会は、当該証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、受理をすることとされています。 この届出の受理通知書によって、所有権移転を行うことができるものです。 それでは、本件の内容説明及び報告に移ります。 お手元の送付資料 13 ページの公売情報をご覧ください。本件は、報告書に記載の対象地について、公売が実施されており、入札に参加するに当たり、入札参加予定者から当委員会に対し、「買受適格証明書」の交付申請があったものです。 当該地は、市街化区域に位置していることから、届出案件になります。以上で、報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	<p>何か、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(「なし」の声)</p>
議長(平井会長)	<p>ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。</p>
議長(平井会長)	<p>次に、日程第 4、報告第 29 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について、報告いたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第 4、報告第 29 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、送付資料の 14～16 ページをご覧ください 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 それでは、報告に移ります。 農地法第 18 条第 1 項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同条同項第 2 号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合</p>

	<p>意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、賃借権の解除がなされたものです。</p> <p>また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第5、報告第30号、鎌倉市地域計画(関谷・城廻地区)随時変更に係る意見聴取について、報告いたします。
	事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第5、報告第30号、鎌倉市地域計画(関谷・城廻地区)随時変更に係る意見聴取についてご説明します。</p> <p>市町村は、農業経営基盤強化促進法(以下「法」といいます。)に基づき、地域計画を令和7年3月末までに定めることが義務付けられており、鎌倉市でも令和7年3月27日に制定し、運用しています。策定した地域計画は法第19条5項により随時変更(1年毎のブラッシュアップ)及び定期変更(5年毎)をすることが推奨されており、鎌倉市もそれに準ずる形をとることと整理されています。また、市町村が地域計画を変更しようとする際は、法同条第6項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴かなければならないものとされており、市長から計画案に係る意見を求められているものです。</p> <p>令和7年度については、新規就農、農地貸借及び農地法に係る各種手続き等において生じた変更事案を9月末時点で締め切り、同年12月末までに変更事案に係る利害関係者17名への意向の確認をしました。</p> <p>計画案の主な変更内容については、18ページの参考資料②をご覧ください。</p> <p>次に、19ページの参考資料③をご覧ください。</p> <p>こちらの地図は「目標地図」と呼ばれ、「担い手」の将来の農用地の利用意向について、その目標を担い手ごとに示した地図になります。こちらについても変更事案を整理し、色の追加・塗り替え等の修正を行っています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>なお、報告第30号に係る資料については一部個人情報が含まれているため、総会終了後に回収させていただきますので、机の上に置いていただくよう、ご協力をお願いいたします。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長(平井会長)	<p>ご質問が無いようですので、農業委員会から市への意見書に係る事務手続きについては、事務局で対応をお願いします。</p> <p>それでは、次に移らせていただきます。</p>
議長(平井会長)	<p>次に、日程第6、議案第39号、非農地証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第6、議案第39号、非農地証明について、ご説明いたします。</p> <p>送付資料の20ページの議案書、21ページ、22ページの参考資料をご覧ください。</p> <p>非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。</p> <p>はじめに、非農地の定義についてご説明します。非農地には、22ページ参考資料②に記載の12項目のいずれかに該当する転用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。</p> <p>次に非農地の要件についてですが、資料に記載の6項目に該当するかを確認します。</p> <p>【要件6項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農用地区域に設定されていないこと。 ② 当該土地の立地等の条件が、審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。 ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。 ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。 ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。 ⑥ 転用後10年以上経過していること。 <p>これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。</p> <p>続いて、本議案についてご説明いたします。</p> <p>本議案の申請者及び申請地は、議案書及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は雑種地となっており、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、①に該当します。</p> <p>次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。</p> <p>①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。</p> <p>次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立</p>

	<p>地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますが、対象地は10ヘクタール以上の一段の農地の区域内になく、該当しません。</p> <p>③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、現地を確認したところ、周辺の農地の耕作等に支障が生じるおそれはありません。</p> <p>④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、対象地は雑種地内に全て存在しているため、筆の一部ではありません。</p> <p>⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、現況が雑種地であり、これまで違反転用として追及しておらず、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は雑種地であり、農業委員会でも農地利用状況調査の対象地からは外れています。</p> <p>⑥「転用後10年以上経過していること。」については、当時の状況を航空写真で確認したところ、転用後10年以上経過していると考えられます。</p> <p>よって非農地の要件6項目をすべて満たし、雑種地であることから、非農地として判断しようとするものです。</p> <p>本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
3番(小島委員)	議長。3番。1月20日(火)午前9時30分より、小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 現地は、建物敷地の一部となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第39号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第39号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、議案第40号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。

事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第7、議案第40号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>送付資料の23ページの議案書、24ページ～27ページの参考資料をご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の許可申請とは、農地を農地以外に転用する目的で、所有権移転、賃借権等の権利設定を行う場合には、神奈川県知事の許可が必要となるという規定です。</p> <p>本案件は、鎌倉市城廻の市街化調整区域の農地を、賃貸借契約により農産物加工場に転用するというものです。</p> <p>神奈川県知事の許可を得るには、農地転用許可基準に適合することが必要となります。</p> <p>許可基準である「立地基準」「一般基準」「他法令との調整」について、ご説明します。</p> <p>まず、「立地基準」ですが、申請地は、農用地区域内農地のため、原則として許可しない区分ではあるものの、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることを確認できていることから、例外的許可に該当します。(農水課で用途区分変更に係る公告縦覧手続き済)</p> <p>次に、「一般基準」についてご説明します。一般基準は、農地転用計画の確実性、周辺農地への影響等を確認するもので、農地転用計画の確実性については、JA ローンで賄うことを融資証明書で確認済です。また、周辺農地への影響等については、計画建物は1階建て(平屋)であり西側に位置するため、計画地の東側・南側に位置する農地には日照、通風等に支障はないと判断されます。また、計画地に関しては、私有の農地に建設物を建設する予定であり、隣接する農地もまた私有のものであり、隣地境界に対して建築物からの影響がないことを確認済です。</p> <p>最後に「他法令との調整」ですが、本件は都市計画法に基づく開発許可の対象となり、農地転用許可と同時に、開発許可が行われる予定です。</p> <p>今後の流れといたしましては、県知事の許可後、神奈川県から農業委員会へ許可証が送付され、農業委員会から許可証を交付することとなります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
4番(小泉委員)	<p>議長。4番。1月20日(火)午前9時30分より、小島委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。</p> <p>対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて、適切に管理されていました。また、周辺農地への影響等については、予定している計画建物であれば、支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われれます。以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 40 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 40 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 8、議案第 41 号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 8、議案第 41 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 28 ページの議案書、29 ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 促進計画については、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、審査・認可を経て公告されます。 送付資料 29 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地が現在周辺で耕作している土地です。 期間は令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人の農作業に従事する日数は、300 日となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
3 番 (小島委員)	議長。3 番。1 月 20 日 (火) 午前 9 時 30 分より、小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われまます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 41 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第41号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第9、議案第42号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第9、議案第42号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。お手元の送付資料30ページの議案書、31、32ページの参考資料をご覧ください。送付資料31、32ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地が現在周辺で耕作している土地です。 期間は令和8年3月1日から令和11年2月28日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人の農作業に従事する日数は、330日となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
4番(小泉委員)	議長。4番。1月20日(火)午前9時30分より、小島委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ ます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第42号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第42号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第10、議案第43号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第10、議案第43号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。お手元の送付資料33ページの議案書、34ページの参考資料をご覧ください。 送付資料34ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和8年3月1日から令和11年2月28日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。

	<p>転借人の農作業に従事する日数は、300日となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
3番(小島委員)	<p>議長。3番。1月20日(火)午前9時30分より、小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ ます。以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	<p>ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第43号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第43号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第11、議案第44号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	<p>議長。日程第11、議案第44号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料35ページの議案書、36ページの参考資料をご覧ください。 送付資料36ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 斜線地が現在周辺で耕作している土地です。 期間は令和8年3月1日から令和11年2月28日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人の農作業に従事する日数は、200日となっています。 なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小泉委員から補足説明をお願いします。
4番(小泉委員)	<p>議長。4番。1月20日(火)午前9時30分より、小島委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われ</p>

	ます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 44 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第44号は承認されました。 議案第 41 号から第 44 号につきましては、「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」を農水課へ回答する必要がありますので本日配布しました議案第 41～44 号回答案のとおり農水課へ提出することとします。
議長(平井会長)	次に、日程第12、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 12、その他、諸般の報告について、5件、報告いたします。 諸般の報告 1、農地パトロールについて、ご報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを 3 月 5 日(木) 9 時 30 分から、農業委員 3 名、農業委員会事務局 2 名、市の開発審査課職員 1 名、同じく都市調整課職員 1 名、横須賀三浦地域県政総合センター職員 1 名の合計 8 名で実施予定です。 なお、今回のパトロールから、対象地(鎌倉山二丁目)を新たに追加する予定です。 対象の委員は、12 番 市川委員、13 番 平井委員、1 番 関根委員をお願いします。 なお、実施の通知につきましては、本日、対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。 ご協力よろしく願いいたします。 次に、諸般の報告 2、農地利用意向調査について、ご報告します。 お手元の「諸般の報告 2 参考資料①～③」をご覧ください。 30 条調査実施後、耕作がなされていない農地について、土地所有者に、今後の利用の意向について調査を実施しています。 対象者については、1 月 30 日(金)までに調査書を返信していただくようお願いしています。 利用意向調査の結果を取りまとめ後、貸し借りや売買等を希望している方については、農水課と連携し、市ホームページにて公表している「貸付・売却希望農地一覧」に掲載(追記)を予定しています。

	<p>次に、諸般の報告3、農業委員会の法令遵守の注意喚起等について、報告いたします。</p> <p>お手元の「諸般の報告3 参考資料」をご覧ください。</p> <p>令和元年度に、大分県、奈良県で農業委員会会長が、収賄容疑、農地法違反容疑で逮捕される事案が発生し、これを受け、農業委員会の全国組織である一般社団法人全国農業会議所から、神奈川県農業会議を通して、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を実施するよう、各農業委員会に依頼があり、令和2年1月総会にて、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を行いました。</p> <p>この内容については、毎年1回委員の皆様にご案内してお示しさせていただき、確認させていただくこととしており、この度ご報告させていただくものですので、内容のご確認をお願いいたします。</p> <p>また、総会終了後に市ホームページに掲載を予定しています。</p> <p>次に、諸般の報告4、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。作業は、2月3日（火）午前9時30分から2時間で、除草作業等を行います。</p> <p>本日、対象委員の机の上に配布させていただきましたので、ご確認ください。</p> <p>当日が雨天の場合は、2月6日（金）の午前9時30分から延期しますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告5、次回は、2月25日（水）午後3時30分からで、会場は、鎌倉商工会議所1階102会議室になります。</p> <p>諸般の報告は、以上です。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和7年度第10回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 2番	石原 香雄
議事録署名委員 3番	小島 信行